

大規模災害支援活動助成に関する要綱施行細目

1. 対象団体（要綱第2条関係）

企画した活動を遂行できる専門性が高く、被災地における支援活動の経験がある団体（5人以上で構成）で、神戸市内に活動拠点があるもの。

※暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体は対象外とする。

2. 対象活動（要綱第3条関係）

団体が自ら企画・提案し、実施する被害を受けた地域（災害救助法適用地域）で行う、下記の復旧・復興を支援するための活動。

※阪神・淡路大震災の教訓を活かし、被災地における市民生活の課題を具体的に解決する活動（義援金、生活物資の募集・送付活動、学術研究や単なる提言活動、法令に違反する活動を除く）。

3. 対象経費（要綱第4条関係）

助成対象期間に行われる活動の経費のうち、被災地と神戸の往復にかかる交通費、バスのチャーター一等集団での移送に要する経費、レンタカー借り上げ費用、ガソリン代、有料道路通行料等のほか、活動に付随して特に必要となる経費を対象とする。

※備品・消耗品費のうち、飲食にかかる経費及び単価5万円超える備品は対象外とする。

※宿泊に要する経費は、一人1泊8,700円（税込み）を上限とし助成する。

なお、補助金は、学生団体等で概算払いを希望する特段の理由がある団体に対しては、交付決定後、概算払することができる。希望する団体が、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。概算払の額は、交付決定額の2分の1以内とする。

4. 助成金の額（要綱第5条関係）

（1）対象経費の合計額の範囲内で30万円を上限として助成する。

（2）助成総額は180万円とする。

5. 助成対象期間（要綱第6条関係）

2026年4月1日（水曜）～2027年2月28日（日曜）

交付決定前に着手した事業であっても対象とするが、交付不決定となる可能性にも十分留意すること。

6. 交付申請受付期間（要綱第7条関係）

2026年7月1日（水曜）～2026年7月31日（金曜）

7. 書式関係

（1）交付申請（要綱第7条関係）

様式第1号-1：交付申請書

様式第1号-2：団体概要

様式第1号-3：収支予算書

（2）交付・不交付の決定（要綱第8条関係）

様式第2号：交付決定通知書

様式第3号：不交付決定通知書

(3) 助成事業の変更（要綱第9条関係）

様式第4号：交付決定内容変更申請書

様式第5号：交付決定変更通知書

(4) 実績報告書の提出（要綱第10条関係）

様式第6号-1：実績報告書

様式第6号-2：実績報告書添付（交通費使用簿）

様式第7号：収支決算報告書

添付書類：領収書（PDF等データ・写し可）・記録写真・その他助成事業に要した費用を証する書類（交通費使用簿など）

提出期限：活動終了後10日以内または2027年3月10日（水曜）のいずれか早い日まで

(5) 交付額の確定（要綱第11条関係）

様式第8号：助成金額確定通知書

(6) 助成金の請求（要綱第12条第1項関係）

様式第9号：交付請求書

様式第10号：受領委任状

様式第11号：概算払請求書